

# 栄村木質チップ製造事業委託仕様書

平成 25 年 4 月

栄 村

## 1 業務の目的

- (1) 栄村では豊富な地域資源である木材を活用するため、村が購入した木材破砕機を貸与し木質チップ製造事業の業務委託をおこなう。
- (2) 栄村は、少子高齢化や過疎化が進展している事から、木質チップ製造事業により、村の定住及び雇用を促進する。
- (3) 震災時の避難所であった、北野天満温泉に木質チップボイラーを導入する計画であり、災害時の熱源材料として木質チップを製造事業により、災害に強い村づくりを推進する。

## 2 事業委託に係る賃貸借機械

- (1) 木材破砕機 1台
- (2) 研磨機 1台

## 3 木材破砕機貸借契約

選定された事業者と栄村は、別紙1「木材破砕機貸借契約書(案)」を締結するものとする。

## 4 木材の安定供給に係る協定書 別紙2

選定された業者は、平成25年2月1日付け、素材業者 栄村森林組合とチップ利用者 長野森林資源利用事業協同組合、チップ製造者 栄村の3者において締結した、木材の安定供給に係る協定書を遵守しなければならない。

## 5 北野天満温泉への木質チップ供給

平成25年度北野天満温泉に導入予定の木質チップボイラーへ毎年必要量を供給すること。

## 木材破砕機貸借契約書（案）

賃貸人 栄村長 島田茂樹を甲とし、賃借人 \_\_\_\_\_ を乙として、  
甲乙両当事者において、次のとおり木材破砕機貸借契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、乙に対しその所有する次に掲げる機械を貸付け、乙はこれに対して賃借料を支払うものとする。

名 称 木材破砕機

型 式 緑産ウッドハッカー D465WT 1台

付属品 研磨機 1台

### （使用目的）

第2条 乙は借受機械を木質チップ製造に供するものとする。

### （賃貸借期間）

第3条 機械の賃貸借期間は、平成25年5月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

### （賃借料の金額）

第4条 賃借料の金額は、無料とする。

### （賃借料の改定）

第5条 第3条に定める賃貸借期間中において、法令の改正、経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない理由により、前条による賃借料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

### （賃借料の支払）

第6条 乙は、第4条の賃借料を甲の発行する納入通知書により、5月末日までに指定された金融機関に支払わなければならない。

### （管理義務）

第7条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 乙は物件の使用により、第三者に損害を発生させた場合は、乙の責任において賠償しなければならない。
- 3 貸付物件に対し保存、修繕、その他の行為をするために支出する経費は、乙の負担とする。

(損害保険への加入)

第8条 乙は、貸付期間中、毎年度契約物件の損害保険に加入するものとする。負担については、全額乙が負担するものとする。

(機械の現状変更)

第9条 乙は、貸付機械の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(甲の契約解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

(2) 乙が、規定に違反したとき。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(契約終了の場合)

第11条 本賃貸借契約が終了したときは、乙は契約物件を直ちに甲に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項並びに必要な事項は、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

賃貸人 住 所 長野県下水内郡栄村大字北信 3433 番地  
氏 名 栄村長 島 田 茂 樹 ⑩

賃借人 住 所  
氏 名